

# 鳥取縣公報

昭和二十一年七月十二日  
第七百二十七號

金曜日

本書ノ大キハ國定規格5A別

## 告示

◇鳥取縣告示第二百八十六號  
健康保險法、國民健康保險法並に船員保險法に基く保險醫  
である齒科醫として左の醫師を指定する。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療科名	診療所々在地	氏名	指定年月日
齒科	八頭郡大御門村 大字殿四四一	田中 周子	昭和二十一年七月十日

◇鳥取縣告示第二百八十七號  
健康保險法、國民健康保險法並に船員保險法に基く保險醫  
として左の醫師を指定する。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療科名	診療所名稱	診療所々在地	氏名	指定年月日
全科	縣立	東伯郡 山守村	小山田和夫	昭和二十一年七月十日
全科	旭村診療所	東伯郡 旭村	山本 哲雄	同
內科	溝口町隣保協會診療所	日野郡 溝口町	篠田富美子	同
內科	吉田 醫院	東伯郡 泊村	吉田 道幸	同
小兒科		大字 泊村一六〇		

◇鳥取縣告示第二百八十八號  
健康保險法、國民健康保險法並に船員保險法に基く保險醫  
として左の醫師を指定する。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療科名	診療所名稱	診療所々在地	氏名	指定年月日
內科	諸橋 醫院	西伯郡 春日村	諸橋 康久	昭和二十一年六月一日

全	科 淀江 病院	西伯郡淀江町	石原 健一	同
内	科 梶谷 醫院	西伯郡崎津村 大字大崎	梶谷 治男	同
全	科 小谷 醫院	西伯郡徳來屋町	小谷 晴彦	同
内	科 德西 醫院	西伯郡所子村 大字末長五四七	三津野 彰	同
内	科 浦島 醫院	西伯郡上道村 一、八〇六	德西 彰	同
内	科 神戶 醫院	鳥取市行徳町 九ノ二	浦島 二郎	同
小	科 奥田 醫院	八頭郡散岐村 大字佐貫	奥田 正寛	同

◇鳥取縣告示第二百八十九號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のやうに假設建築物の建築を許可した。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬

敬 三

- 一、建築主の住所氏名 米子市加茂町二丁目一番地 塚本 暹 一
- 一、建築物の位置 米子市加茂町二丁目六番地
- 一、建築物の用途 住宅

◇鳥取縣告示第二百九十號

鶏卵の販賣價格の統制額が大藏大臣において次のやうに指

- 一、建築物の構造 木造屋根瓦葺平家建
- 一、建築物の規模 建築面積 四九四三八平方米
- 突出せる部分 三九、三三一同

命令事項

- 一、本建築物の存続期限は都市計畫事業實施迄とするこ
- と。
- 一、前號の事業實施の場合には事業者の指定する期日内に無償にて本建築物を除去すること。
- 一、本建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
- 一、知事必要ありとみとむるときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある。
- 一、本建築物の譲渡を受けたる者も前各號に命じたる事項を遵守する義務を負ふこと。

定された。

昭和二十年十二月鳥取縣告示第四百六十三號(鶏卵、鶏種卵及鶏肉ノ販賣價格指定ノ件)中鶏卵、鶏種卵の最高販賣價格はこれを廢止する。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬

敬 三

物價統制令第四條の規定により鶏卵の販賣價格の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年七月十二日

大藏大臣 石 橋 湛 山

- 一、鶏卵(鶯卵、鸚卵を含む) 統制額一箇 一、七〇圓
- 生産者(生産者の團體を除く)統制額一箇 一、七〇圓
- 販賣業者(生産者以外のもの)の統制額同 二、〇〇圓
- 二、うで卵の統制額は一の統制額による。
- 三、種卵の統制額は一の統制額の五割増しとする。

◇鳥取縣告示第二百九十一號

産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬

敬 三

本籍 鳥取縣東伯郡成美村大字中村五六二番地

住所及開業地 本籍ニ同ジ

昭和二十一年六月十四日 第一〇二二號登録

北 野 とみ子

大正拾壹年拾月拾日生

本籍 鳥取縣八頭郡大村大字美成二八一番地

住所及開業地 本籍ニ同ジ

昭和二十一年六月十四日 第一〇二二號登録

中 村 登美子

大正八年八月七日生

◇鳥取縣告示第二百九十二號

産婆名簿登録事項中次のやうに訂正した。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬

敬 三

本籍 鳥根縣安濃郡佐比賣村大字多根イ三七〇番地  
前住所及前開業地 鳥取縣西伯郡淀江町大字淀江三八一番地

昭和二十年四月五日住所及開業地變更により産婆名簿の登録訂正を願出たので同年六月二十七日訂正  
森 山 勢 美子  
明治參拾七年四月拾六日生

◇鳥取縣告示第二百九十三號  
産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍 鳥取縣八頭郡若櫻町大字長砂二二五番地  
住所及開業地 八頭郡丹比村大字中一一八番地

昭和二十一年七月一日 第一〇二三號登録

小 林 花 子

大正元年拾月拾參日生

本籍 鳥取縣米子市朝日町四九番地

住所及開業地 西伯郡大山村大字ノ山二四番地

昭和二十一年七月一日 第一〇二四號登録

河 妹 夕 代

本籍 鳥取縣西伯郡外江村二二八番地  
住所及開業地 本籍ニ同シ  
昭和二十一年七月一日 第一〇二五號登録  
濱 田 あさこ  
明治四拾五年貳月貳拾日生

◇鳥取縣告示第二百九十四號

廣島縣では「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條第八號により六月二十九日以降當分の間左記區域内における漁撈、游泳、海水の使用及鮮魚介類の陸揚を停止し違反した者は拘留又は科料に處する命令を公布したる旨通報があつたから此の方面の關係者は違反せぬ様を求めたい。  
昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、沼隈郡河伏鬼岬と同郡田島村馬場崎を結ぶ線以南沼隈田島村西端から宇治島大飛鳥を経て深安郡大津野村南端を結んだ線以内。

◇鳥取縣告示第二百九十五號  
産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍 鳥取縣東伯郡以西村大字竹内二九四番地  
住所及開業地 本籍ニ同シ

昭和二十一年六月十一日 第一〇一八號登録

石 賀 す み よ

大正九年九月拾日生

本籍 鳥取縣日野郡江尾村大字江尾二〇七六番地  
住所及開業地 日野郡江尾村大字江尾五〇九ノ二番地

昭和二十一年六月十一日 第一〇二〇號登録

山 本 政 枝

大正參年七月拾七日生

◇鳥取縣告示第二百九十六號

特殊物件の販賣價格の統制額が大藏大臣において次のやうに認可された。

昭和二十一年七月十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第五條第一項の規定により殊特物件の販賣價格の統制額を次のやうに認可する。  
昭和二十一年七月十二日

大藏大臣 石 橋 湛 山

一、認可を申請した者

鳥取縣纖維製品統制株式會社

社長 由 谷 止 太 郎

二、認可をした價格等の類

別表の通り

三、統制額實施の日

昭和二十一年七月十日

前項第二號に掲げる類は物價統制令第五條第三項の規定に依り前項第一號に掲げる鳥取縣纖維製品統制株式會社の統制員以外のものが鳥取縣纖維製品統制株式會社の統制地區内においてなす特殊物件の販賣價格の統制額とする





